

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和4年6月24日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100586 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200024 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 31 年 3 月 29 日の標準賞与額を 110 万円に訂正することが必要である。

平成 31 年 3 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 31 年 3 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 31 年 3 月 29 日

請求期間に、A 社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録は、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間について、A 社から提出された請求者の賞与に係る受領書、当該期間が属する事業年度に係る法人事業概況説明書、決算書及び総勘定元帳並びに同社が社会保険事務を委託していた社会保険労務士から提出された請求者の賞与支給控除一覧表により、請求者は、同社から 110 万円の標準賞与額に相当する賞与 (110 万円) の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (10 万 650 円) を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100591号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200025号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成6年6月10日、喪失年月日を平成6年7月1日に訂正し、平成6年6月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成6年6月10日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年6月10日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年6月10日から同年7月1日まで

私は、請求期間にA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録がない。給与明細書を提出するので、当該期間を年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が勤務していた旨主張するA社(以下「当時のA社」という。)は、すでに解散しているところ、同社と同じ事業主で、現存するB社から提出された請求者の離職理由等証明書(事業主控)並びに事業主及び複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間において当時のA社に勤務していたと認められる。

また、請求者から提出された平成6年6月分の給料明細書、金融機関から提出された預金取引明細表及び事業主の回答により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、請求期間に係る標準報酬月額については、上述の給料明細書及び預金取引明細表から推認できる標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額、厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答により、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、平成6年6月10日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているが、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成6年6月10日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100600号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200026号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成28年6月10日は144万円、平成29年6月9日は50万円に訂正することが必要である。

平成28年6月10日及び平成29年6月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年6月10日及び平成29年6月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年6月10日

② 平成29年6月9日

請求期間①及び②の期間に、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①及び②に係る賞与明細書、賞与支払計算書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、金融機関から提出された取引明細表並びに課税庁から提出された給与支払報告書により、請求者は、同社から請求期間①に144万円、請求期間②に50万円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は144万円、請求期間②は50万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は12万8,362円、請求期間②は4万5,455円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により

消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。